令和３年４月１日以後開始事業年度等分
外国法人用

別表六(一)

令三・四・一以後終了事業年度分

## 所得税額の控除に関する明細書

| 事業年度 | ・　・<br>・　・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

| 区分 | | 収入金額 | ①について課される所得税額 | ②のうち控除を受ける所得税額 |
|---|---|---|---|---|
| | | ① | ② | ③ |
| 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 | 1 | 円 | 円 | 円 |
| 剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。） | 2 | | | |
| 集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配 | 3 | | | |

【No.２】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.19】復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、所得税額とみなされる復興特別所得税額を所得税額に含めて記載していますか。
【No.21】集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額を記載していませんか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成していますか。）。
【No.22】人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。

**剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算**

| 個別法による場合 | 銘柄 | 収入金額 | 所得税額 | 配当等の計算期間 | (9)のうち元本所有期間 | 所有期間割合 (10)/(9)（小数点以下3位未満切上げ） | 控除を受ける所得税額 (8)×(11) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | | 円 | 円 | 月 | 月 | | 円 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 銘柄別簡便法による場合 | 銘柄 | 収入金額 | 所得税額 | 配当等の計算期末の所有元本数等 | 配当等の計算期首の所有元本数等 | (15)－(16)／2又は12（マイナスの場合は0） | 所有元本割合 (16)＋(17)／(15)（小数点以下3位未満切上げ）（1を超える場合は1） | 控除を受ける所得税額 (14)×(18) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| | | 円 | 円 | | | | | 円 |
| | | | | | | | | |

【No.20】12 欄及び 19 欄で所有期間によるあん分計算を要しないものについて、あん分計算を行っていませんか。
（例）・公社債及び預貯金の利子
・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配
・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配

| 支払者又は | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | ・　・ | | | |
| | | ・　・ | | | |
| | | ・　・ | | | |
| | | ・　・ | | | |
| 計 | | | | | |